

○小山市地域公共交通会議設置要綱

(設置)

第1条 道路運送法(昭和26年法律第183号)の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するとともに、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成19年法律第59号)の規定に基づき、地域公共交通計画の作成及び実施に関し必要な事項を協議するため、小山市地域公共交通会議(以下「交通会議」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 交通会議は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 本市の公共交通施策の推進に関すること。
- (2) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客輸送の態様、運賃、料金等に関すること。
- (3) 地域公共交通計画の作成及び変更に関すること。
- (4) 地域公共交通計画の実施に関すること。
- (5) 地域公共交通計画に位置付けられた事業の実施に関すること。
- (6) 交通会議の運営方法その他交通会議が必要と認める事項

(組織)

第3条 交通会議は、30人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、市長及び次に掲げる者の中から市長が委嘱した者とする。

- (1) 市議会議員
- (2) 一般旅客自動車運送事業者
- (3) 一般旅客自動車運送事業者が組織する団体の代表者
- (4) 住民又は公共交通の利用者の代表
- (5) 栃木運輸支局長又はその指名する者
- (6) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体の代表者
- (7) 本市の区域内の道路の道路管理者
- (8) 栃木県警察本部小山警察署長が指名する者
- (9) 学識経験者
- (10) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、前任者が欠けた場合における後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、委嘱されたときの要件を欠いたときは、その職を失うものとする。

3 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 交通会議に会長及び副会長を置く。

2 会長は、委員の互選により定める。

3 副会長は、会長が委員の中から指名する。

4 会長は、交通会議を代表し、会務を総理する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 交通会議の会議は、会長が必要に応じて招集し、その議長となる。

2 第3条第2項第2号、第4号、第7号及び第10号の規定により委嘱された委員については、交通会議の会議における協議事項に関わりがあると会長が認めるときに出席するものとする。

3 交通会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 会長は、特に必要があると認めるときは、交通会議の会議に関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

5 交通会議の議事録は、原則として公開とする。

(協議結果の取扱い)

第7条 交通会議において協議が調った事項について、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(庶務)

第8条 交通会議の庶務は、都市整備部都市計画課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、交通会議の運営に関し必要な事項は、会長が交通会議に諮って別に定める。